

「GAP 共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大  
に関するアクションプラン」について

平成28年4月28日

農林水産省生産局農業環境対策課

# 農林水産省における農業生産工程管理(GAP)の取組について

## 食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

### (1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

#### ① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

##### ア 生産段階における取組

(前略) 農業者や産地において、農業生産工程管理(GAP)の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する。

### (4) グローバルマーケットの戦略的な開拓

#### ① 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

##### イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(前略) 具体的には、輸出先となる国や事業者等からも求められる、HACCP、ハラル、GLOBALG.A.P.等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する(中略)GAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

## 平成28年度の取組のポイント

### ○ GAP戦略協議会の議論を経てH28年4月に策定した、「アクションプラン」の実行

(ガイドライン準拠GAP取組産地数割合：2割(現状)→7割(30年度目標))

- ・ガイドラインに準拠したGAPを確認する仕組みを構築し、ガイドラインに準拠したGAPを公表(準拠していないGAPについては、取組項目の追加等を働きかけ)
  - ・重点的に推進する対象者・品目を明確化し、産地へGAPの取組を働きかけ(担い手、JAの生産部会(団体での導入を念頭))
  - ・指導者リストの作成及び農業大学校、全国農業会議所等研修・教育機関へGAPの教育の充実を働きかけ
- ※国の補助を受け、都道府県単位の協議会やJAによる研修の開催、普及資料の作成等を支援

### ○ GLOBALG.A.P.の認証取得促進

- ・解釈ガイドラインの作成
  - ・認証取得者や流通・小売業者への調査等により、認証取得に係る課題や、流通における利用実態を把握
- ※国の補助を受け、GLOBALG.A.P.協議会が実施

### ○ 国際的な取引にも通用する我が国発のGAPの推進

- ・国際的な取引にも通用するものとしてJGAPの高度化版の規格(JGAP Advance)を策定(5月公表予定)。
  - ・規格の英訳、参考資料、研修資料を策定し、普及を推進。
  - ・平成29年度の国際規格化を目指し、平成28年秋頃を目途に運用開始(10農場以上の認証を予定)。
- ※国の補助を受け、日本GAP協会が実施
- ※なお、現行のJGAPについては、JGAP Basicとして運用

# GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大 に関するアクションプランのポイント

## 具体的な取組方向

- ① GAP共通基盤ガイドライン準拠確認する仕組みを構築し、ガイドラインに準拠したGAPを公表
- ② 重点的に推進する対象者・品目の明確化
  - ア GAPを通じた経営改善の意識が高い農業経営者(具体的には、いわゆる「担い手」、JAの生産部会(団体での導入を念頭))
  - イ 地域の状況を踏まえ、GAPの取組が少ない品目
- ③ GAPの普及・教育活動への支援
  - ア 普及指導員、営農指導員を含めてGAP実践に精通した指導者を育成・リスト化し、要望があったときに紹介
  - イ 研修・教育機関(農業高校、農業大学校、大学農学部、JA、都道府県、全国農業会議所等)に、GAPに関するプログラムの設定を要請
  - ウ 講師派遣、研修内容等のコーディネート
  - エ 普及指導員・営農指導員と斡旋した指導者が連携する取組を支援
- ④ GAPの周知活動
  - ア GAP共通基盤ガイドラインのパンフレット、手引き書等の作成・提供
  - イ 関係機関と連携し、農林水産省主催のシンポジウムを開催
  - ウ GAPに取り組む農業者等が互いの情報を共有・交換できる情報のネットワーク化の仕組み及び経営改善効果をわかりやすく示す指標を検討
- ⑤ GAPの利便性向上の取組  
記帳の負担軽減、迅速な作業計画の策定及び経営の管理・改善に資するICTを活用したサービスの導入支援
- ⑥ グローバルマーケットを意識した農業者に対しては、ISO認証制度に則った第三者認証を備えるGAPの認証取得を促進

# GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大 に関するアクションプラン

平成 28 年 4 月  
農林水産省生産局

## 1. GAPをとりまく状況・課題

GAPは、農業生産活動の持続性を確保する上で必要な、①食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を遵守し、②これら事項の実施、記録、点検、評価のPDCAサイクルを回すことにより、農業生産活動における各工程の管理・改善を行う取組であり、結果として安全で品質の良い農産物をもたらすものである<sup>※1</sup>。

我が国の農業者は、特に②の取組に馴染みがないが、GAPの取組は、リスクを予め回避し、リスクが顕在化した際には適切な対応を可能とする。例えば、トレーサビリティにも資することから、仮に川下で食品事故等の問題が生じた場合、自分を守る手段になる。また、GAPに取り組んだ農家へのアンケート調査結果によると、販売先への信頼改善、品質の向上、資材の不良在庫の削減、従業員の責任感及び自主性の向上などの効果があったと多数の回答が得られており、自己管理ツールであるGAPを用いてPDCAサイクルを回すことによって、農作物の品質や生産性の向上にも貢献できる。このようなことから、農業者にとって、経営の管理・改善の重要かつ有効な手法の1つであると言える。

GAPは、民間等が規格を策定し運用する取組であるが、農業者や産地において導入が進んでいるGAPの取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省では、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年 4 月）（以下「GAP共通基盤ガイドライン」という。）を策定し、この水準以上のGAPの普及・拡大を推進してきた。しかしながら、その普及率<sup>※2</sup>は、増加傾向にあるものの依然低位な状況にとどまっている。このため、平成 27 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、GAP共通基盤ガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及・拡大の推進が位置付けられた。

一方、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、大会開催基本計画（平成 27 年 2 月）において、「持続可能で環境に優しい食料を使用する取組を実行すること」が謳われた。同大会を契機に農業生産活動においても持続可能性の高い取組がより一層重視されることが見込まれる中、これに対応できるGAPの取組の重要性は増していくものと考えられる。

※1 国連食糧農業機関（FAO）では、「GAPとは、農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすものである。」と定義している。

※2 産地強化計画策定産地（4,410産地）の中でGAP共通基盤ガイドラインに準拠したGAPに取り組む産地は、23%（1,010産地）（平成 26 年 3 月末時点）となっている。（農林水産省調べ）

以上を踏まえ、本アクションプランを策定し、GAP共通基盤ガイドラインに準拠したGAPの普及・拡大を行うこととする。

## 2. GAP共通基盤ガイドラインに準拠したGAPの普及に関する取組方向

### (1) GAP共通基盤ガイドライン準拠確認

GAP共通基盤ガイドラインに則した一定水準以上のGAPの取組を推進するため、現在多様な主体が導入を進めている既存の各GAPについて、国の進めるGAP共通基盤ガイドラインに準拠しているかどうかを確認する仕組みを構築する。

平成28年5月から確認を開始し、準拠しているGAPを公表するとともに、準拠していないGAPについては、取組項目の追加等の検討を働きかける。

### (2) 普及拡大に向けた取組

#### ① 重点的に推進する対象の明確化

##### ア 対象者

GAPは、すべての農業者が取り組むことが望ましいものの、実施、記録、点検、評価のPDCAサイクルを回すことに不慣れな農家も多く、また、一定の負担を伴うことから、まずは、GAPを通じた経営改善の意識が高い農業経営者を重点対象者として推進する。

具体的には、「食料・農業・農村基本計画」において重点的に経営発展に向けた支援を行うとされている農業経営者（認定農業者、認定新規就農者または法人化が見込まれる集落営農であって、家族経営、法人経営ともに含む。いわゆる「担い手」）、特に、PDCAサイクルを回すことに比較的違和感が少ない農業法人、若手の農業者や他産業からの新規参入者に重点的に働きかける。

また、JAの生産部会は、国内農産物の主要な供給者であり、GAPの普及・拡大にJAの役割も重要であることから、農産物販売等を積極的に行っているJAにも、団体での導入を念頭に重点的に働きかける。

##### イ 対象品目

地域の状況を踏まえ、GAPの取組が少ない品目を中心に、GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの取組を産地に働きかける。

#### ② 取組内容

①のとおり、重点的に推進する対象者、対象品目等を明確にし、GAP推進上の課題となっている、普及・教育の充実、理解度の向上、利便性の向上のため以下の取組を行う。

##### ア GAPの普及・教育活動への支援

a GAP普及機関等と連携し、普及指導員、営農指導員を含め、GAP実践に精通した指導者を育成。また、これら指導者をリスト化し要望があったときに紹介。

b 担い手を対象に研修や教育を行っている関係機関（農業高校、農業大学校、大学農学部、JA、都道府県、全国農業会議所等）

に対し、教育カリキュラムの中にGAPに関する標準的プログラムを設定するよう要請。

- c 上記、関係機関による研修実施に向け、講師派遣や研修内容等につきコーディネートを実施。
- d 普及指導員・営農指導員と斡旋した指導者が連携してカリキュラム作成、研修を実施する取組を支援。

イ GAPの周知活動

- a 消費者を念頭に置きつつも、まずは関係機関の理解度を高め取組を促すため、担い手、関係機関向けのGAP共通基盤ガイドラインのパンフレット、手引き書等を作成・提供。
- b 関係機関と連携し、農林水産省主催のシンポジウムを開催。
- c GAPに取り組む（取り組もうとする）農業者、JA、都道府県、市町村等関係者が、GAPに関する国内外の動向、導入ノウハウ、管理・改善の手法、取組の効果等の情報を共有・交換し、各々が抱える課題の解決につなげていくことが重要。このため、情報のネットワーク化の仕組みについて検討。その際、優良事例の紹介のほか、GAPの取組による事故等の低減効果、経営改善効果等をわかりやすく示す指標も併せて検討。

ウ GAPの利便性向上の取組

記帳作業の負担軽減や迅速な作業計画策定等の効率的な管理が可能となるよう、また、経営の管理・改善に役立てることができるよう、ICTを活用したサービス導入を支援。

### 3. グローバルマーケットを意識した農業者を対象とした普及に関する取組方向

農林水産省では、輸出促進などグローバルマーケットの戦略的な開拓の観点から、「食料・農業・農村基本計画」や「日本再興戦略」に基づき、GLOBALG. A. P. の認証取得の促進や我が国発の国際規格の策定を推進している。

これらについては、GAP戦略協議会の各作業部会における具体的な検討結果を基に、引き続き、GLOBALG. A. P. を取得しやすくするための運用改善、日本の農業者が使いやすく、国際的な取引にも通用する我が国発のGAPの策定に向けた取組等を支援する。

また、グローバルマーケットを意識した農業者に対しては、上記2の取組方向と合わせて、ISO認証制度に則った第三者認証<sup>※3</sup>を備えるGAPの認証取得の促進を図る。

---

※3 スキームオーナーとは独立した認定機関により、ISO17011に沿って認定された認証機関が行う認証のことをいう。

# 農林水産省におけるGAPの検討・推進

- 農産物の取引の際に農業者がGAPの実践を求められることがある。
- 特に輸出の際には、食品の安全性等を担保するための手段(取引要件)として、国際的に通用するGLOBALG.A.P.※1等の認証を求められることがある。

**・ガイドライン※2に則した一定水準以上のGAPの取組拡大を図るとともに、  
・輸出を志向する農業者が、国際的に通用するGAPの認証取得に取り組みやすくする必要**

以下の取組を実施

## GAP戦略協議会

GAPの課題解決に向けた議論を展開する場として平成27年3月に設立

(構成員)

学識経験者、農業者、農業団体、実需者(流通・小売)、GAP運営・普及団体、認定機関、マスコミ等

(検討事項)

- ・輸出促進に向けたGAPの推進
  - ・GAPガイドラインの普及、浸透
- 等

## GAP体制強化・供給拡大事業(平成28年度 56百万円)

- ①ガイドラインに則したGAPの普及による、GAPの質の向上に向けた取組を支援。
- ②信頼性の向上に向け、第三者等がGAPの取組を確認・認証する仕組みの導入を支援
- ③我が国の農業の実情に沿うようGLOBALG.A.P.の運用改善、我が国の農業者が使いやすい輸出用GAPの検討に向けた取組に対する支援
- ④ICT技術を活用してGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組を支援

※1 GLOBALG.A.P.

・欧州の流通小売の大手企業が主導で策定した取引要件としてのGAP(我が国における認証取得数 340件:平成28年3月末現在)

※2 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

・食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組、法令等との関連を明確化  
・関係法令等に則して定められた取組項目の考え方は、農産物に関するGLOBALG.A.P.等の国際的に通用するGAPの点検項目の考え方とほぼ共通